

暫定税率等の適用期限の到来について（資料編）

平成27年10月27日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

暫定税率設定品目

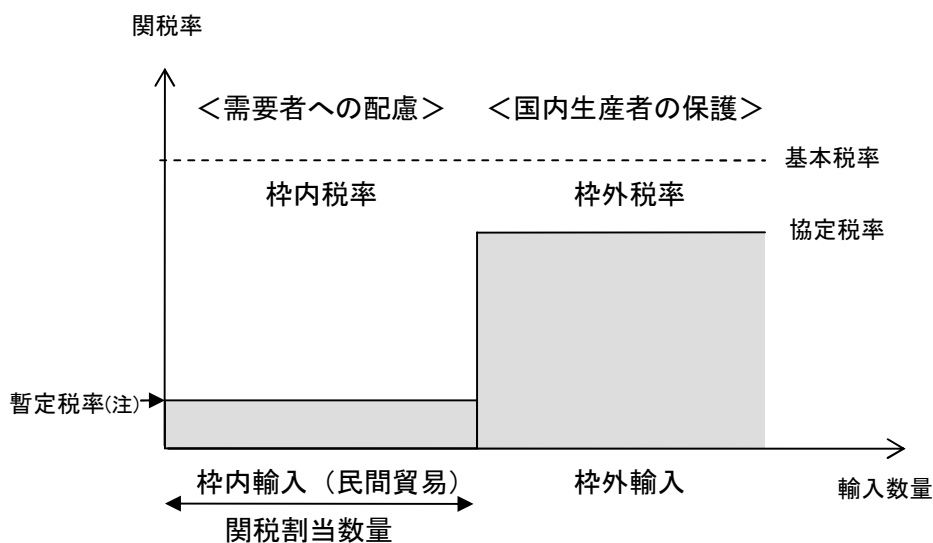
輸入自由化等内外の情勢の変化に対応して、国際的に約束した市場アクセス機会（輸入数量）の提供や需要者・消費者への安価な輸入品の供給の確保と、国内産業保護の調整を図るために特別な制度が設けられている品目		
ウルグアイ・ラウンド合意以前に、関税割当制度を導入した品目		
	ナチュラルチーズ（プロセスチーズ原料用）、とうもろこし（コーンスターチ製造用、単体飼料用、特定物品製造用（コーンフレーク、蒸留酒等）、その他）、麦芽、無糖ココア調製品（チョコレート製造用）、トマトピューレー・トマトペースト（トマトケチャップ・トマトソース製造用）、パイナップル缶詰、皮革（牛馬革（染着色等したもの）、牛馬革（染着色等してないもの）、羊革・やぎ革）、革靴	64品目
ウルグアイ・ラウンド合意に基づき、従来、輸入割当制度等の下で提供されていた無税又は低税率の市場アクセス機会（輸入数量）を提供するとともに、それを超える輸入に対して内外価格差に相当する高関税を設定した品目		
関税割当品目 （割当を受けて輸入されるもの）	脱脂粉乳（学校等給食用、学校等給食用以外）、無糖れん乳、ホエイ等（無機質濃縮、配合飼料用、乳幼児用調製粉乳製造用）、バター、調製食用脂、その他の乳製品、雑豆、でん粉、落花生、こんにやく芋、蕪・生糸	93品目
国家貿易品目 （政府又はその代行機関により輸入されるもの）	指定乳製品等、小麦、大麦、米	86品目
国際的に約束した上限の範囲内となるように関税と調整金の水準を設定する必要がある品目		
	砂糖類（角砂糖、砂糖水等）、国家貿易品目（枠外輸入）	80品目
関係国との協議結果等に基づき、多国間で認められた水準よりも税率を引き下げる必要がある品目		
	冷凍さば等水産物、牛肉、豚肉、発泡酒、蒸留酒（ウイスキー、ブランデー等）、紙巻たばこ	66品目
内外価格の状況等を踏まえて、課税される価格帯を見直す可能性がある品目		
	たまねぎ、銅・鉛・亜鉛の地金	28品目
政策上の必要性を常に見直した上で適用を判断する必要がある品目		
	揮発油（石油化学製品製造用）、灯油（ノルマルパラフィン）、灯油（石油化学製品製造用）、軽油（石油化学製品製造用）、A重油（農林漁業用）、バイオETBE	14品目

（注1）品目数は、平成27年4月1日現在のもの

（注2）品目数の合計：431品目

関税割当制度

国際約束に基づく市場アクセス機会の提供や国内需要者への安価な輸入品の供給の確保のため、一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率（枠内税率）を適用する一方、国内生産者の保護のため、一定の輸入数量の枠を超える輸入については、高税率（枠外税率）を適用するもの。



(注) 枠内税率は暫定税率により設定。なお、一部の品目は暫定税率＝協定税率(実行税率は暫定税率)。

(参考1) 対象品目

麦芽、ナチュラルチーズ、とうもろこし、ココア調製品（無糖）、トマトピューレー・トマトペースト、パイナップル缶詰、皮革、革靴、脱脂粉乳、無糖れん乳、ホエイ等、バター及びバターオイル、調製食用脂、その他の乳製品、雑豆、でん粉・イヌリン及びでん粉調製品、落花生、こんにやく芋、繭及び生糸

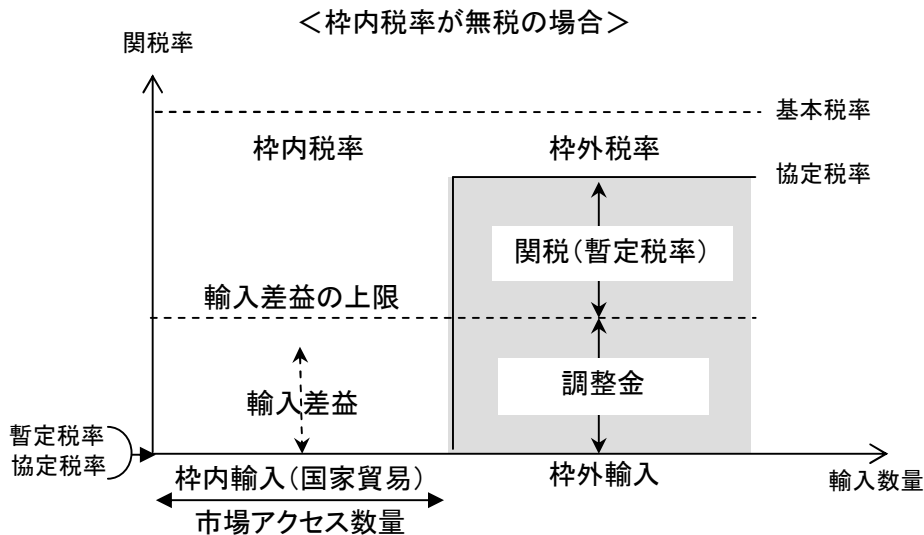
※下線を付した品目は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された品目（主として、輸入数量制限措置の下における民間貿易部分が関税措置の下における関税割当枠へ移行）。

(参考2) 根拠法

関税定率法第9条の2、関税暫定措置法第8条の5第2項及び別表第1

国家貿易制度（米、麦、指定乳製品等）

- 米、麦及び乳製品については、国際約束に基づき、無税又は低税率（枠内税率）が適用される一定の数量までの市場アクセス機会を提供するとともに、政府（農林水産省）又はその代行機関（農畜産業振興機構）（以下「政府等」という。）が一元的に輸入を行うことにより、国内の需給及び価格の安定を図るもの。
- 枠内輸入（国家貿易）については、政府等が一定額までの輸入差益を徴収することが可能。
- 枠外輸入（国家貿易以外の輸入）については、国内生産者の保護のため、高税率（関税と調整金で構成される国際的に約束した枠外税率）を設定し、税関が関税を徴収し、政府等が調整金を徴収する。



※ウルグアイ・ラウンド合意に基づき、米、麦及び乳製品が関税化された際、国家貿易制度の維持を前提として、現行の関税の仕組みが導入された。

（参考1）対象品目

米及び米調製品、小麦及び小麦調製品、大麦及び大麦調製品、指定乳製品等（*）

（*）バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳、バターミルクパウダー、ホエイ等

（参考2）関税率及び調整金単価の根拠法

関税率：関税暫定措置法

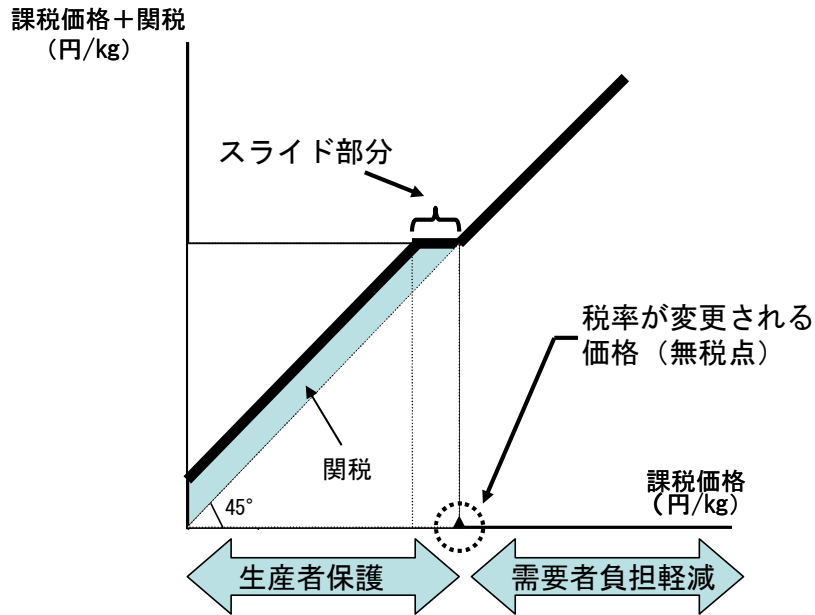
調整金単価：（米、麦）主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律
（乳製品）加工原料乳生産者補給金等暫定措置法

※輸入差益・調整金は、輸入時に政府等により徴収されて国内生産者に対する支援（経営安定対策）、輸入品買入れ等の財源に充てられるもの。対外的には関税と同様の国境措置とみなされる。（本資料における「調整金」は、国内法上、政府が徴収する納付金（米・麦の場合）、農畜産業振興機構が徴収する売買差額（乳製品の場合）のことである。）

スライド関税

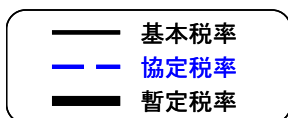
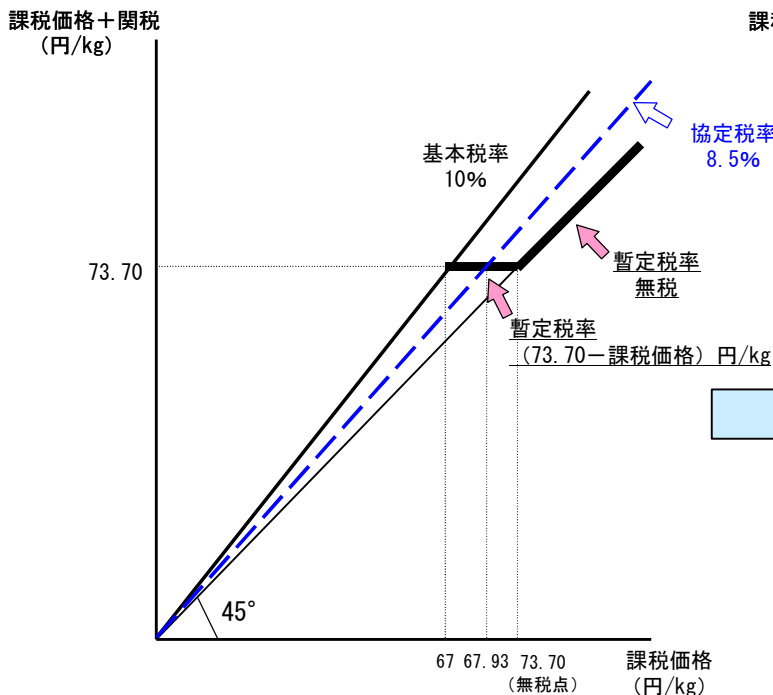
価格変動の激しい物品であるたまねぎ、銅・鉛・亜鉛の地金については、輸入品の価格が低下すれば適当な関税を課す一方、輸入品の価格が上昇すれば無税とすることにより、国内生産者と国内需要者の利害調整を図る仕組みをとっている。

この関税は、無税となる付近で輸入品の価格が高くなるにつれて関税額が減少していくような部分を有するので、一般にスライド関税と呼ばれる。

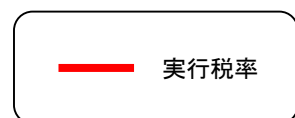
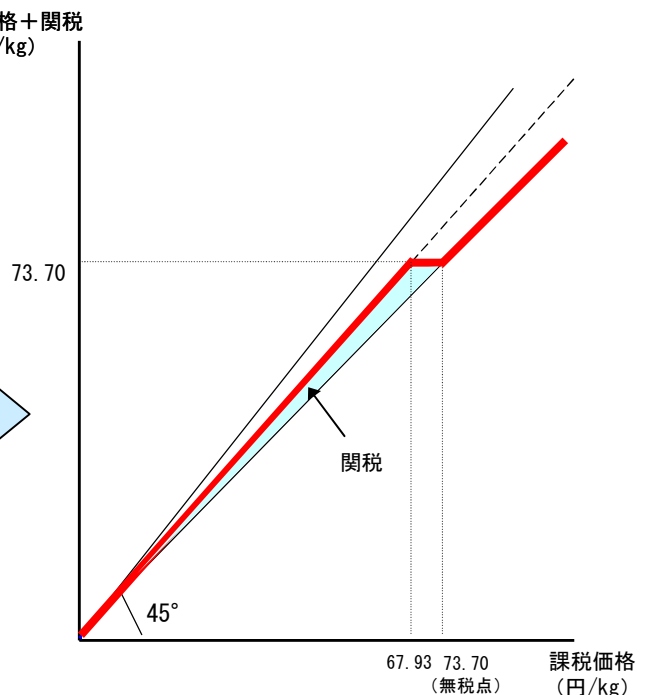


たまねぎの場合

(関税体系)



(実行税率)



政策上の必要性を常に見直した上で適用を判断する必要がある品目

品目名	設定年度 <small>(現行税率の設定年度)</small>	政策目的	内国税 における取扱い
揮発油（石油化学製品製造用） 暫定税率：無税 (揮発油関税) 基本税率：934 円/k1	昭和 39 年度 (平成 18 年度)	石油化学産業の競争力を確保するとともに、国民生活及び国内産業にとって重要な基礎素材の安定供給を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・揮発油税及び地方揮発油税の免税 (租税特別措置法第 89 条の 2) ・石油石炭税の免税 (租税特別措置法第 90 条の 4) ・石油石炭税の還付 (租税特別措置法第 90 条の 5)
灯油・軽油（石油化学製品製造用） 暫定税率：無税 (灯油・軽油関税) 基本税率： 346 円/k1（灯油） 750 円/k1（軽油）	平成 16 年度 (平成 18 年度)	石油化学産業の競争力を確保するとともに、国民生活及び国内産業にとって重要な基礎素材の安定供給を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・石油石炭税の免税 (租税特別措置法第 90 条の 4) ・石油石炭税の還付 (租税特別措置法第 90 条の 5)
灯油（ノルマルパラフィン） 暫定税率：無税 (灯油関税) 基本税率：346 円/k1	昭和 60 年度 (昭和 60 年度)	石油化学産業の競争力を確保するとともに、国民生活及び国内産業にとって重要な基礎素材の安定供給を行う。	
A 重油（農林漁業用） 暫定税率：無税 (A 重油関税) 基本税率：459 円/k1	昭和 47 年度 (平成 5 年度)	施設園芸をはじめとする農業及び漁業経営の負担軽減を通じて農業・漁業の経営の安定を図り、国民への野菜等農産物及び水産物の安定供給を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・石油石炭税の免税 (租税特別措置法第 90 条の 4) ・石油石炭税の還付 (租税特別措置法第 90 条の 6)
バイオ E T B E 暫定税率：無税 基本税率：4.6% 協定税率：3.1%	平成 20 年度 (平成 20 年度)	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律に基づき、石油業界のバイオ燃料の導入を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオ由来燃料混合分に係る揮発油税及び地方揮発油税の免税 (租税特別措置法第 88 条の 7)

特別緊急関税制度（SSG）

ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品（関税割当品目及び国家貿易品目等）について、輸入数量が一定の水準を超えた場合あるいは課税価格が一定の水準を下回った場合に、関税割当て及び国家貿易により輸入されるもの（枠内輸入）を除き、それぞれ一定の関税率の引上げを行うもの（平成7年度に導入）。

輸入数量に基づく特別緊急関税（数量ベースSSG）

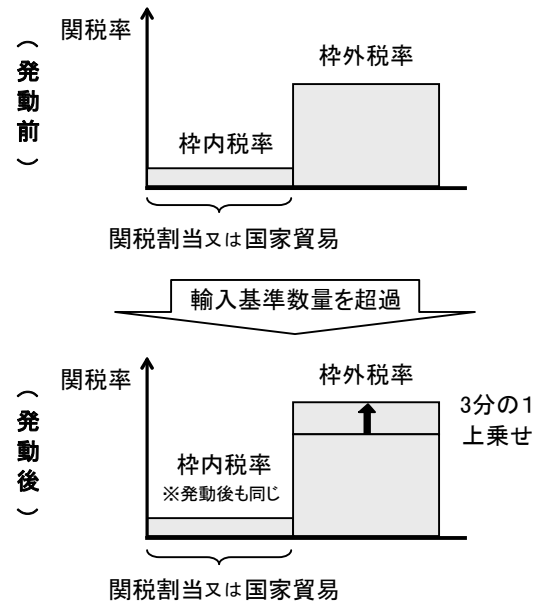
➤ 関税暫定措置法第7条の3

(1) 概要

輸入数量が一定の輸入基準数量を超えた場合（注1）、当該年度内において、関税割当て及び国家貿易の枠外税率（協定税率）にその3分の1を上乗せする（注2）。

（注1）表については、上記の条件に加えて、日豪EPA飼料用麦の輸入数量を控除した輸入数量が、日豪EPA飼料用麦を控除して算出した輸入基準数量を超えた場合に限る。

（注2）枠外税率である協定税率が関税（暫定税率）と調整金の合計である場合、数量ベースSSG発動後の関税率は、暫定税率と協定税率の3分の1の合計となる。



(2) 輸入基準数量の算定方法

A	<p>輸入基準数量（注3）＝①平均輸入数量×②トリガー水準＋③国内消費の変動量 （注3）輸入基準数量は、平均輸入数量×105%を下限とする。</p>
---	---

①平均輸入数量：過去3年間の輸入数量の平均

②トリガー水準：過去3年間の国内消費に対する輸入の割合に応じて設定

国内消費に対する輸入割合	トリガー水準
国内消費の10%以下	125%
国内消費の10%超30%以下	110%
国内消費の30%超	105%

③国内消費の変動量：直近年における国内消費の変動量

B	<p>過去3年間における国内消費量が不明な場合</p>	<p>輸入基準数量＝①平均輸入数量×125%</p>
---	-----------------------------	----------------------------

課税価格に基づく特別緊急関税（価格ベースSSG）

➤ 関税暫定措置法第7条の4

(1) 発動要件

輸入価格（通関時の課税価格）が発動基準価格（1986年～1988年の平均輸入価格、税目単位で設定）を下回る場合、当該貨物に限って発動される。

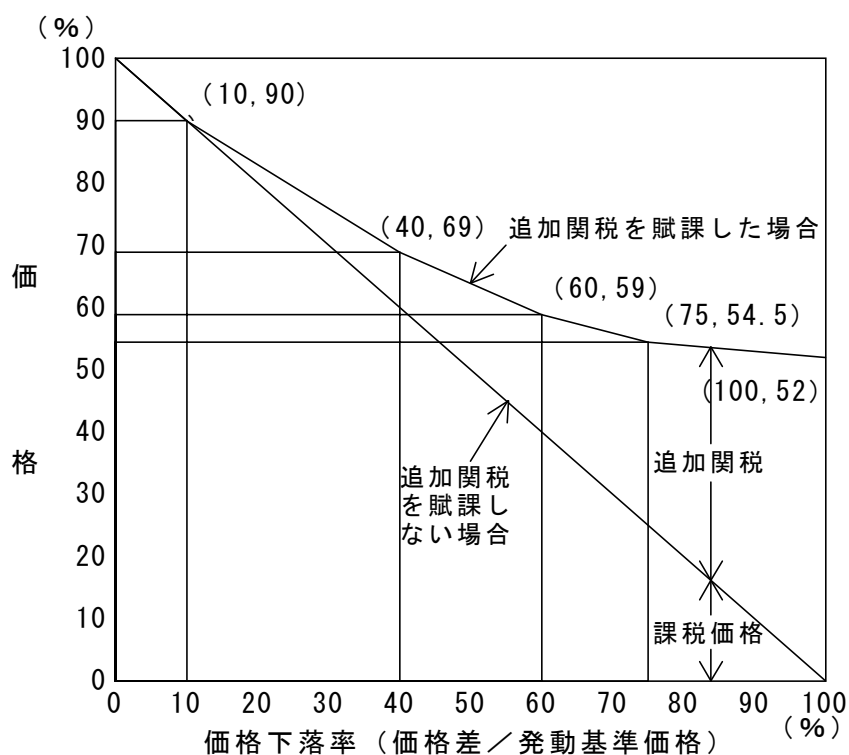
(2) 措置の内容

輸入価格が発動基準価格を下回り、その差が発動基準価格の10%を超えた場合に、関税割当及び国家貿易の枠外税率（協定税率）のほか、その差に応じた追加関税を課する。

(注) 枠外税率である協定税率が関税（暫定税率）と調整金の合計である場合、価格ベースSSG発動後の関税率は、暫定税率と追加関税の税率の合計となる。

発動基準価格に対する下落率	追加関税
0～10%以下	なし
10～40%以下	10%を超える価格差分×30% : ①
40～60%以下	40%を超える価格差分×50%+① : ②
60～75%以下	60%を超える価格差分×70%+② : ③
75%～	75%を超える価格差分×90%+③

(図解：価格ベースSSGの追加関税)



○数量ベースSSG及び価格ベースSSG対象品目

低脂肪乳、飲用乳、クリーム、粉乳類、無糖れん乳、加糖れん乳、ヨーグルト、バターミルク、ホエイ及び調製ホエイ、その他のミルク調製品、バター、雑豆、小麦及びその加工品・調製品、大麦及びその加工品・調製品、米及びその加工品・調製品、コーンスターチ、ばれいしょでん粉、マニオカでん粉、サゴでん粉、その他のでん粉、イヌリン、落花生、こんにゃく芋、育粉・ミルク調製品、でん粉調製品、コーヒー・茶の調製品、各種調製品、調製食用脂、繭、生糸（30品目）

○数量ベースSSGのみ対象品目

豚肉（1品目）

○数量ベースSSG発動実績

年度	品名(発動期間)	合計
H7	生糸(3.1~3.31)	1
H8	イヌリン(6.1~3.31)、飲用乳(10.1~3.31)、クリーム(10.1~3.31)、バターミルク(11.1~3.31)、生糸(1.1~3.31)、豚肉(1.1~3.31)、無糖れん乳(3.1~3.31)	7
H9	イヌリン(10.1~3.31)、クリーム(12.1~3.31)、加糖れん乳(12.1~3.31)	3
H10	加糖れん乳(6.1~3.31)、イヌリン(11.1~3.31)	2
H11	加糖れん乳(6.1~3.31)、イヌリン(11.1~3.31)	2
H12	イヌリン(12.1~3.31)、バターミルク(1.1~3.31)	2
H13	でん粉調製品(7.1~3.31)、クリーム(11.1~3.31)、飲用乳(12.1~3.31)、バターミルク(2.1~3.31)	4
H14	発動なし	0
H15	でん粉調製品(10.1~3.31)、バター(1.1~3.31)、イヌリン(2.1~3.31)、コーンスターチ(3.1~3.31)	4
H16	イヌリン(10.1~3.31)、飲用乳(11.1~3.31)、コーンスターチ(12.1~3.31)、でん粉調製品(3.1~3.31)	4
H17	飲用乳(7.1~3.31)、ヨーグルト(2.1~3.31)、でん粉調製品(2.1~3.31)	3
H18	飲用乳(10.1~3.31)、ヨーグルト(11.1~3.31)	2
H19	バター(11.1~3.31)	1
H20	バター(11.1~3.31)、ヨーグルト(1.1~3.31)、こんにやく芋(2.1~3.31)、でん粉調製品(2.1~3.31)	4
H21	ヨーグルト(6.1~3.31)、こんにやく芋(9.1~3.31)、コーンスターチ(12.1~3.31)	3
H22	ヨーグルト(7.1~3.31)、こんにやく芋(7.1~3.31)、コーンスターチ(8.1~3.31)、クリーム(10.1~3.31)	4
H23 ※1	ヨーグルト(7.1~3.31)、バターミルク(8.1~3.31)、クリーム(11.1~3.31)、低脂肪乳(12.1~3.31)、飲用乳(12.1~3.31)、加糖れん乳(1.1~3.31)	6
H24	クリーム(6.1~3.31)、バターミルク(10.1~3.31)、こんにやく芋(12.1~3.31)、バター(1.1~3.31)	4
H25	イヌリン(3.1~3.31)	1
H26 ※2	加糖れん乳(10.1~3.31)、薺(1.1~3.31)	2
H27	加糖れん乳(8.1~3.31)、クリーム(10.1~3.31)	2

※1 H23年度においては、バターについて、平成23年10月1日から平成24年3月31日まで数量ベースSSGの発動を停止。

※2 H26年度においては、粉乳類について、平成27年2月1日から平成27年3月31日まで数量ベースSSGの発動を停止。

○価格ベースSSG発動実績

年度	品名(発動件数)※	合計
H7	粉乳類(1)、ホエイ及び調製ホエイ(1)、その他のでん粉(1)	3
H8	雑豆(1)	1
H9	発動なし	0
H10	小麦及びその加工品・調製品(1)、各種調製品(1)	2
H11	粉乳類(1)、雑豆(2)、小麦及びその加工品・調製品(2)、その他のでん粉(2)、各種調製品(1)	8
H12	粉乳類(2)、バター(1)、雑豆(6)、小麦及びその加工品・調製品(5)	14
H13	加糖れん乳(1)、バター(1)、小麦及びその加工品・調製品(2)、マニオカでん粉(2)	6
H14	バター(1)、雑豆(1)、小麦及びその加工品・調製品(4)、米及びその加工品・調製品(3)、マニオカでん粉(1)、各種調製品(4)	14
H15	粉乳類(1)、加糖れん乳(1)、バター(3)、雑豆(3)、小麦及びその加工品・調製品(3)、米及びその加工品・調製品(4)、マニオカでん粉(3)、その他のでん粉(3)、こんにやく芋(1)、でん粉調製品(1)、各種調製品(2)	25
H16	雑豆(2)、米及びその加工品・調製品(11)、マニオカでん粉(3)、その他のでん粉(1)、でん粉調製品(8)、各種調製品(4)	29
H17	粉乳類(19)、小麦及びその加工品・調製品(1)、米及びその加工品・調製品(1)、イヌリン(2)、でん粉調製品(10)、各種調製品(1)	34
H18	粉乳類(1)、雑豆(5)、小麦及びその加工品・調製品(3)、米及びその加工品・調製品(6)、その他のでん粉(4)、イヌリン(1)、こんにやく芋(25)、育粉・ミルク調製品(1)、でん粉調製品(19)、各種調製品(4)	69
H19	飲用乳(1)、小麦及びその加工品・調製品(2)、米及びその加工品・調製品(1)、その他のでん粉(1)、イヌリン(2)、こんにやく芋(3)、育粉・ミルク調製品(1)、でん粉調製品(15)、各種調製品(6)	32
H20	粉乳類(1)、米及びその加工品・調製品(1)、イヌリン(2)、こんにやく芋(1)、でん粉調製品(7)、各種調製品(2)	14
H21	粉乳類(1)、ヨーグルト(1)、大麦及びその加工品・調製品(1)、その他のでん粉(5)、こんにやく芋(1)、でん粉調製品(11)、各種調製品(2)	22
H22	雑豆(1)、米及びその加工品・調製品(3)、その他のでん粉(3)、イヌリン(2)、でん粉調製品(6)、各種調製品(1)	16
H23	粉乳類(1)、小麦及びその加工品・調製品(4)、米及びその加工品・調製品(1)、その他のでん粉(1)、イヌリン(3)、育粉・ミルク調製品(1)、でん粉調製品(4)	15
H24	粉乳類(1)、無糖れん乳(2)、バター(1)、小麦及びその加工品・調製品(6)、マニオカでん粉(1)、その他のでん粉(2)、米及びその加工品・調製品(3)、イヌリン(1)、育粉・ミルク調製品(1)、でん粉調製品(6)	24
H25	粉乳類(1)、ヨーグルト(1)、バター(1)、雑豆(1)、小麦及びその加工品・調製品(4)、その他のでん粉(3)、イヌリン(2)、でん粉調製品(6)、各種調製品(1)	20
H26	粉乳類(1)、無糖れん乳(2)、雑豆(1)、小麦及びその加工品・調製品(1)、その他のでん粉(2)、イヌリン(4)、でん粉調製品(4)	15
H27	粉乳類(1)、雑豆(2)、その他のでん粉(2)、イヌリン(2)、でん粉調製品(4)、飲用乳(1)、マニオカでん粉(1)、無糖れん乳(1)	14

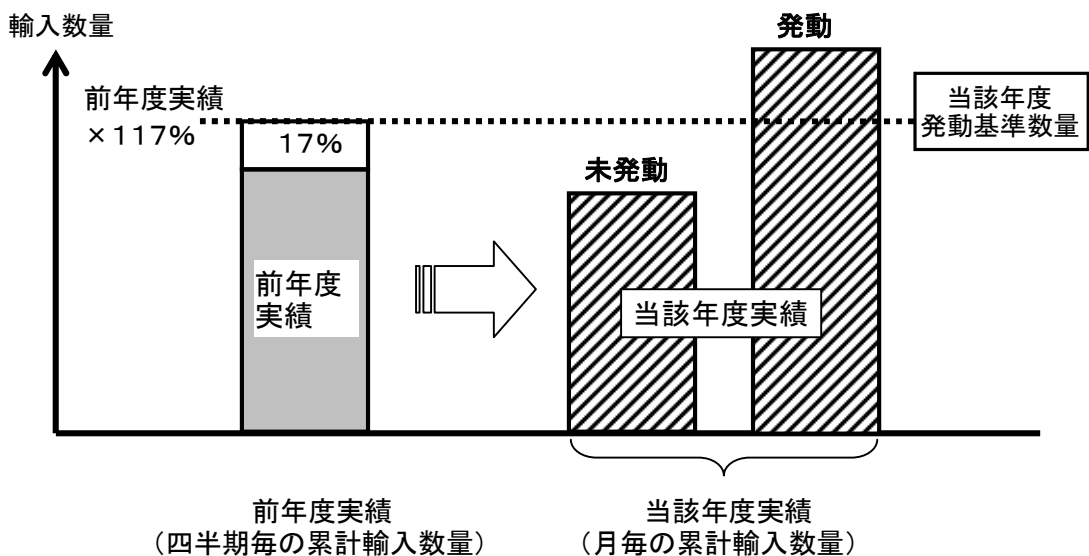
※価格ベースSSGの品名は、数量ベースSSGの区分による。

牛肉に係る関税の緊急措置（関税暫定措置法第7条の5）

- 当該年度において、各月末までの生鮮・冷蔵又は冷凍の牛肉の累計輸入数量が、それぞれ、一定の水準（注1）を超えた場合（注2）、関税率を実行税率 38.5%から譲許水準である 50%まで戻す措置。
- ウルグアイ・ラウンドにおける主要輸出国との協議の結果、我が国が譲許水準を下回って実行税率を自主的に設定することの代償としてパッケージで導入された経緯。

（注1）前年度の四半期毎の累計輸入数量実績の117%。ただし、平成18年度から平成26年度までの各年度においては、平成14年度と平成15年度の輸入数量の平均（当該数量が前年度の輸入数量を下回る場合は前年度の輸入数量）を用いて算出。

（注2）上記の条件に加えて、日豪EPA牛肉及びEPA関割牛肉の輸入数量を控除した輸入数量が、対前年度比117%を超えた場合に限り。



第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	翌第1四半期
対前年同期比117%超		譲許水準(50%)への引上げ		
対前年同期比117%超			譲許水準(50%)への引上げ	
対前年同期比117%超				譲許水準(50%)への引上げ
対前年同期比117%超				譲許水準(50%)への引上げ

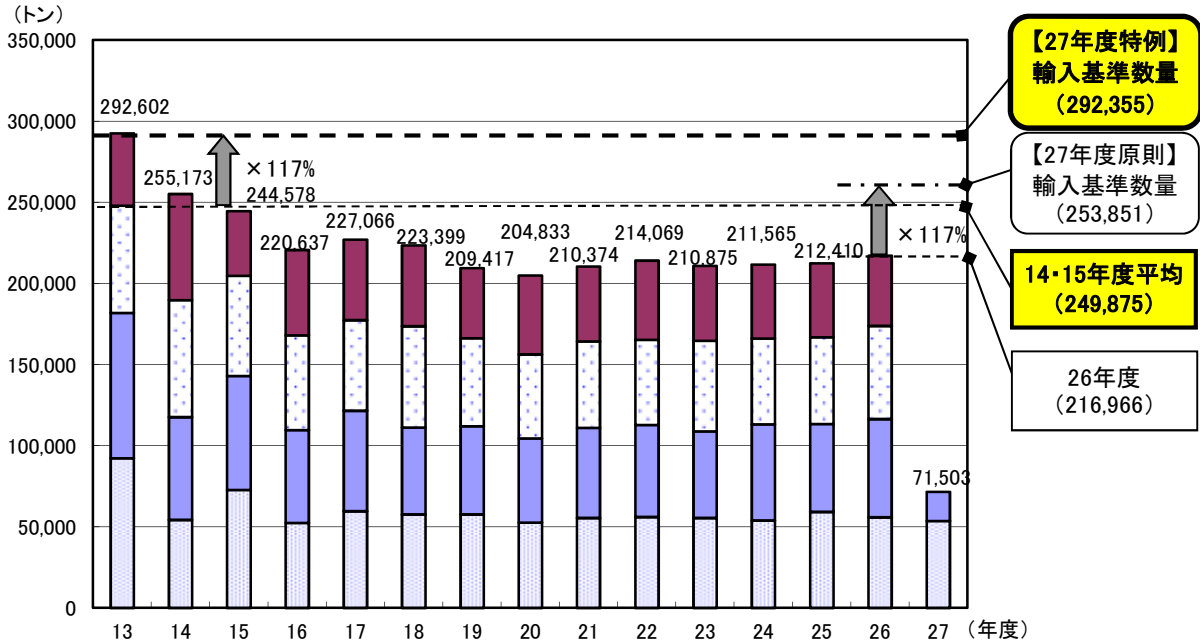
発動実績

- 平成 7. 8. 1～8. 3. 31（冷凍牛肉）
- 平成 8. 8. 1～9. 3. 31（冷凍牛肉）
- 平成 15. 8. 1～16. 3. 31（生鮮・冷蔵牛肉）

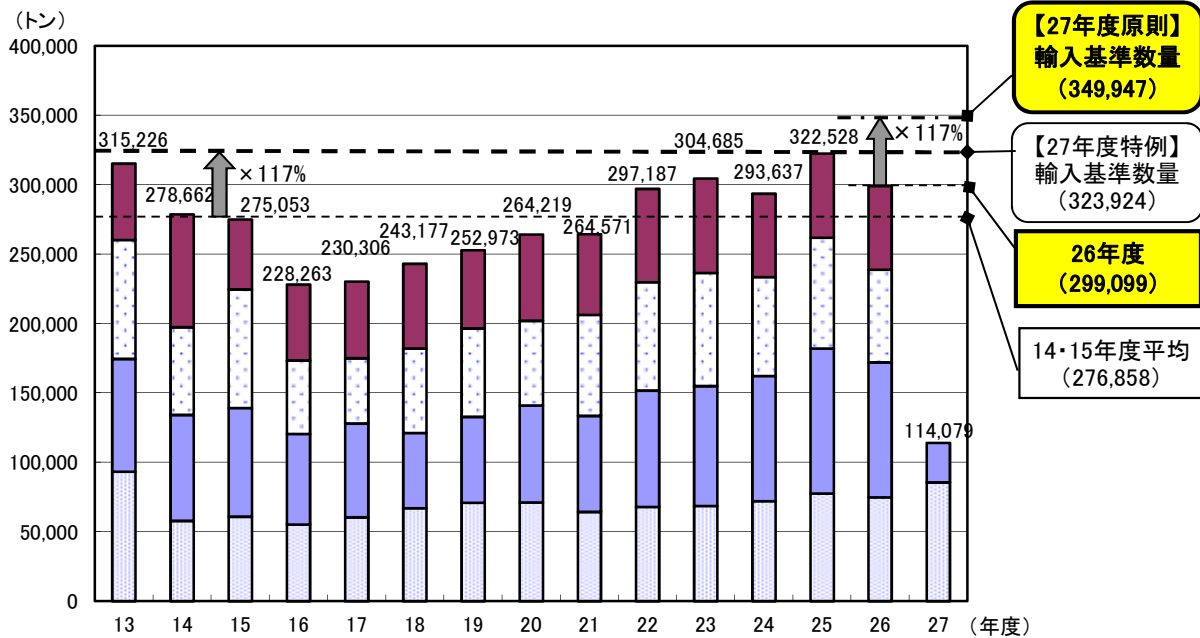
牛肉に係る関税の緊急措置の輸入基準数量

今年度(平成27年度)においては、平成18年度から平成26年度までの各年度に引き続き、生鮮・冷蔵又は冷凍の牛肉について、それぞれ、輸入基準数量を算出する際の基礎となる輸入数量を平成26年度の輸入実績又は平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均値のいずれか大きい方とした。

○ 生鮮・冷蔵の牛肉の輸入数量の推移



○ 冷凍の牛肉の輸入数量の推移



13年9月、我が国で初めてBSEの発生を確認。

15年12月、米国でBSEの発生が確認され、米国産牛肉の輸入停止。

17年12月、米国産牛肉の輸入再開(注1)。18年1月、特定危険部位の混入により米国産牛肉の輸入手続停止。

18年7月、米国産牛肉の輸入手続再開(注1)。

25年2月、米国産牛肉等の輸入条件緩和(注2)。

(注1)特定危険部位の除去、20か月齢以下の牛由来等の条件を満たすものに限る。

(注2)輸入対象を「20か月齢以下」から「30か月齢以下」に拡大、特定危険部位の見直し。

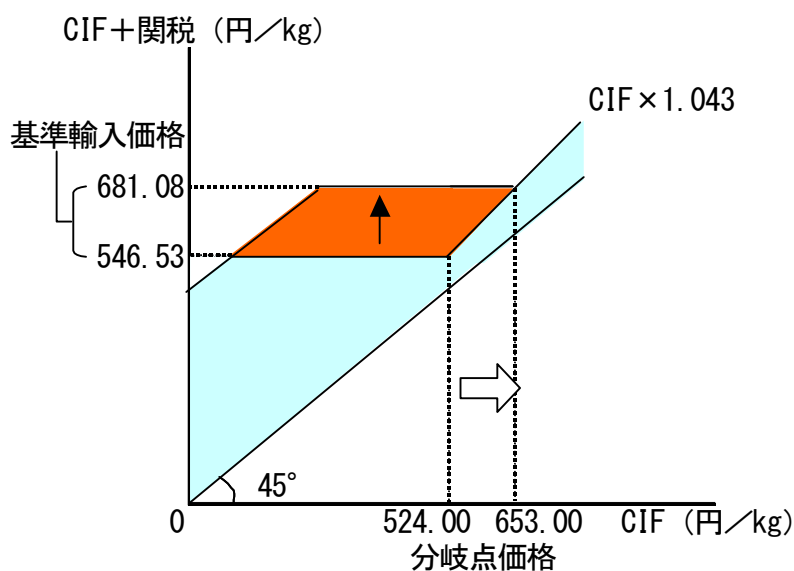
第1四半期 第2四半期 第3四半期 第4四半期

資料: 貿易統計※平成27年度は7月分の輸入数量まで。

豚肉に係る関税の緊急措置（関税暫定措置法第7条の6第1項）

- 当該年度において、各月末までの豚肉の累計輸入数量が一定の水準（直近の過去3年度の四半期毎の平均累計輸入数量実績の119%）を超えた場合、分岐点価格を譲許水準まで戻す措置。
- ウルグアイ・ラウンドにおける主要輸出国との協議の結果、我が国が譲許水準を下回って分岐点価格を自主的に設定することの代償としてパッケージで導入された経緯。

緊急措置発動の場合（部分肉）



発動実績

平成7年度（平成7.11.1～8.3.31）	平成14年度（平成14.8.1～15.3.31）
平成8年度（平成8.7.1～9.3.31）	平成15年度（平成15.8.1～16.3.31）
平成9年度（平成9.4.1～9.6.30）	平成16年度（平成16.8.1～17.3.31）
平成13年度（平成13.8.1～14.3.31）	

（参考）豚肉に係る数量に基づく特別緊急関税（関税暫定措置法第7条の6第2項）

当該年度において、各月末までの豚肉の累計輸入数量が一定の水準（直近の過去3年間の平均累計輸入数量実績等から算出）を超えた場合、協定税率にその3分の1を上乗せする特別緊急関税が課される。

発動実績 平成8年度（平成9.1.1～9.3.31）（緊急措置と重複発動）